

東根市教育委員会指定
「部活動改革推進モデル校」について

東根市立神町中学校
校長 寒河江 正人



1 はじめに

「中学校現場における時間外超過勤務」の大きな要因となっているのはまぎれもなく「学校部活動」である。その負担は著しく、「超勤4項目」に該当していないにもかかわらず、「勤務を割り振った時間」を大幅に超過し勤務に従事することを強いている。

一方、生徒の障がい特性や生育歴・家庭環境等に起因する虐待や不登校、生徒間トラブルや保護者対応は後を絶たず、その結果、不登校生徒の対応、保護者への対応等に多くの時間を費やす結果となっている。

教員が本来専念すべき「授業の準備」や「授業改善に向けた研修」等に充てる時間は、優先順位の低位にならざるを得ず、「時間外の超過勤務」を助長する結果となっているばかりでなく、生徒の学力の向上を阻害している。

この状況は、常態化しており、教員志望者の減少や若手教員の早期退職の要因にもなっている。

中学校教員を志望する若者のみならず、現役の教員が疲弊することなく、夢や希望をもって勤務に精励できる環境を整備することは、設置者と現場が連携・協力して解決すべき喫緊の課題であり、急務であると考える。

2 目的

- (1) 「児童生徒数の減少」及び「活動ニーズの多様化」に伴う学校部活動の今後のあり方について、研究と試行を重ね、その成果を市内外に発信する。
- (2) 学校部活動から「地域クラブ活動」への段階的な移行のあり方について、研究と試行を重ね、その成果を市内外に発信する。
- (3) 中学校の時間外超過勤務の大きな要因となっている学校部活動の効果的な改善策について、研究と試行を重ね、その成果を市内外に発信する。

3 取り組みの内容

- (1) 「学校部活動の任意加入制（2年目）」及び「課外活動」の普及等により、「地域における活動ニーズの多様化」に柔軟かつ寛容に対応する。
- (2) 令和5年度から令和8年度へ向けて、「地域移行推進日」を導入・実施し、「週休日（土日）の学校部活動」の地域移行を段階的に推進する。
- (3) 令和5年度から令和8年度へ向けて、日課・週課を段階的に工夫改善し、平日の学校部活動を「勤務を割り振った時間内」に実施・終了する。

4 年次計画

◇令和4年度（1年次：改革推進の準備期）

- （1）学校部活動の任意加入制の導入と「課外活動」の普及（1年目）
 - ①多様化する活動ニーズ（加入・外部・非加入）の保障
 - ②生徒・保護者・指導者の意識改革
 - ③「PTA生徒会部活動費」の割り振り廃止 ※校外活動との平準化

◇令和5年度（2年次：改革推進期間の元年・始発期）

- （1）学校部活動の任意加入制と「課外活動」の普及（2年目）
 - ①多様化する活動ニーズ（加入・外部・非加入）の保障
 - ②生徒・保護者・指導者の意識改革 ※研修会・講演会による啓発
 - ③「PTA生徒活動費」の廃止 ※校外活動との平準化

（2）「地域移行推進日」（土日の地域移行）の導入

- ①毎月1回、活動計画に設定

（3）日課・週課を段階的に工夫改善し、生徒下校17時00分

- ①学校部活動は、15時20分から16時50分（1時間30分）

◇令和6年度（3年次：改革推進期間の2年目）

（1）学校部活動の任意加入制（3年目）

- ①、②、③は、継続実施

（2）「地域移行推進日」（土日の地域移行）の導入

- ①毎月2回、活動計画に設定

（3）日課・週課を段階的に工夫改善し、生徒下校16時50分

- ①学校部活動は、15時20分から16時40分（1時間20分）

◇令和7年度（4年次：改革推進期間の3年目）

（1）学校部活動の任意加入制（4年目）

- ①、②、③は、継続実施

（2）「地域移行推進日」（土日の地域移行）の導入

- ①毎月3回、活動計画に設定

（3）日課・週課を段階的に工夫改善し、生徒下校16時40分

- ①学校部活動は、15時20分から16時30分（1時間10分）

◇令和8年度（5年次：改革推進の完成期）

（1）学校部活動の任意加入制（5年目）

- ①、②、③は、継続実施

（2）「地域移行推進日」（土日の地域移行）の導入

- ①毎月4回、活動計画に設定

（3）日課・週課を段階的に工夫改善し、生徒下校16時30分

- ①学校部活動は、15時20分から16時20分（1時間00分）